

未利用市有地の公募貸付け物件個別明細書

令和8年3月3日更新

【物件番号 23】

| | | | | |
|--------|--|---------|---|------------------------------------|
| 所在地 | 尼崎市昭和通1丁目17番①35、②83 | | 貸付面積 | ① 70.85㎡ ② 40.94㎡ 合計 111.79㎡ |
| 貸付可能期間 | 指定なし | | 契約期間 | 5年以内 |
| 契約更新 | 契約更新不可 | 最低貸付料年額 | ① 384,288円 ② 244,264円 合計 628,552円 | |
| 地目 | 宅地 | 用途地域 | 第2種住居地域 | |
| 所管課 | 都市整備局 土木部 道路整備担当 | 担当者 | 大西 | |
| | | 連絡先 TEL | 06-6489-6493 | |
| 特記事項 | <p>(1) 本物件は一時使用目的の建物の設置については可能である。ただし、一時使用目的であることが明らかであると本市が認める場合に限るので、その適否については事前に本市（所管課）に確認すること。</p> <p>(2) 仮設建築物等の建築物を建てる場合は、事前に尼崎市建築指導課と協議すること。</p> <p>(3) 道路に影響のある工事等を施工する場合は、事前に尼崎市道路課と協議すること。</p> <p>(4) 既設フェンス等の撤去、取替え等が必要な場合は、本市（道路整備担当）と協議の上、借受人が自己の責任と負担のもとで実施すること。 契約終了時の原状復旧について、フェンス等を撤去して使用する場合は、借受人において既設のものと同等のフェンス等を設置して土地を返還すること。フェンスを取替えて使用する場合は、本市がその残置を認めるときは、当該フェンスの所有権を本市に帰属させること。</p> <p>(5) 既設フェンス等を撤去せず、現状のまま使用する場合において、借受人は既設フェンスの維持管理に加え、既設フェンスに起因する事故等の一切の責任を負うものとする。</p> <p>(6) 周囲の景観、環境を損なわないよう適切に維持管理を行うこと。</p> <p>(7) 近隣住民から苦情があった際は直ちに借受人にて対処すること。</p> <p>(8) 契約終了時の原状復旧に関して、借受人が設置した工作物等は原則全て撤去し、更地にすること。 なお、アスファルト等の舗装については残置を認める場合があるので工事に当たっては事前に本市（道路整備担当）と協議すること。</p> <p>(9) <u>昭和通1丁目17番35、83は2筆セットで借受すること。</u></p> <p>(10) <u>昭和通1丁目17番35については行政財産であるため、賃貸借契約でなく、使用許可の手続きを行うこととなる。</u>使用許可期間は最長で1年のため、1年以上の使用許可を希望する場合は、市の承諾を得て使用許可の更新をすることができる。</p> <p>(11) 原則、当初の使用開始日から5年を超えて契約を更新することはできない。</p> | | | |
| 現況 | 未利用 | | | |

未利用市有地の公募貸付け物件個別明細書

令和8年3月3日更新

(位置図)

